

令和3年12月2日

一般社団法人 広島県建築士事務所協会 御中

廿日市市長
(建設部都市計画課)

佐伯地域宅地造成工事規制区域の指定に係る周知について（お願い）

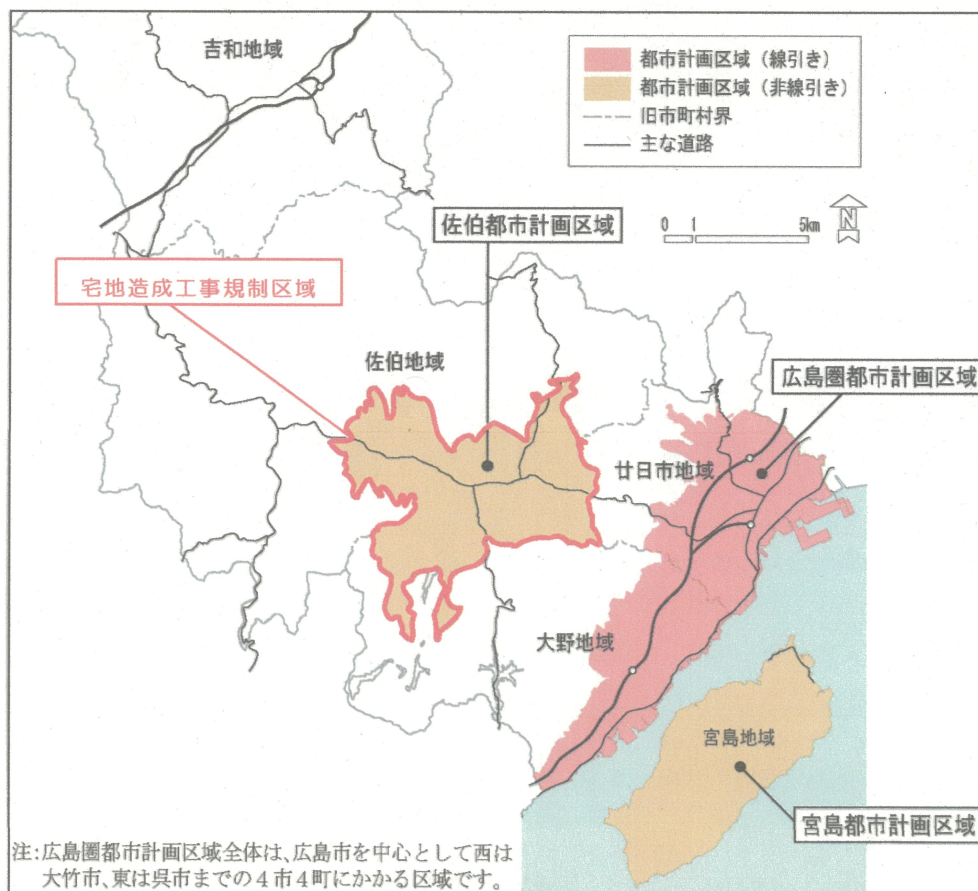
時下、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、市行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、佐伯都市計画区域の全域について、令和3年度中を目途に宅地造成等規制法第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域に指定する予定としております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、指定後の適切かつ円滑な宅造許可制度の運用のため、会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、指定日が決定した際には改めて文書を発送させていただき、廿日市市都市計画課のホームページ上でも通知を行う予定としております。



問い合わせ先：廿日市市 都市計画課 開発指導係 永登、清水 0829-30-9194

廿日市市都市計画課HP：<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/>